

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7 年 6 月 13 日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県笛吹市八代町北1047番地1

氏 名 風間興業 株式会社

代表取締役 風間 隆二

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 055-265-2353

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

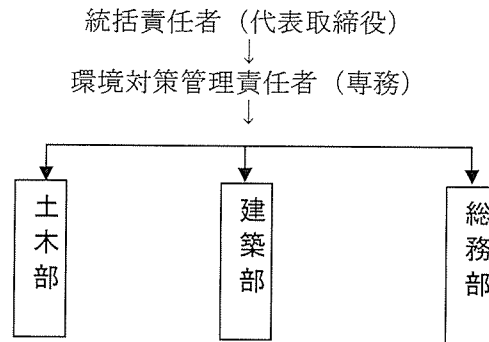
事業場の名称	風間興業 株式会社
事業場の所在地	山梨県笛吹市八代町北 1047番地1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 7億円
③ 従業員数	20名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	現場で発生 ↓ 運搬（自社又は下請業者） ↓ 中間処理施設（リサイクルプラント） ↓ 資源化又は最終処分場

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） 現場ごと分別を実施し、排出量の減少化を実施。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 分別を適切に実施し、仮置きの際に他の廃棄物と混合さないよう管理する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） コンクリート、アスコン、建築資材、がれき類、プラスチック類、ゴム類、木材等に分別を行っている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記の取り組みを継続し、資源化可能なものについては再生利用業者へ委託し原料として再資源化を行えるように取り組む。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 再生可能な廃棄物は資源化出来るように取り組む。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
	（これまでに実施した取組） 産業廃棄物処理運搬業者（認定事業所）へ委託契約し適正な処理を行っている。		

(第5面)

②計画	【目標】 環境負荷低減のため廃棄物の分別細元化を実施する。		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外熱回収を行う業者	t	t
	(今後実施する予定の取組) 委託先の認定業者によって適切な資源化が促されるよう、全社として働きかけが行える分別を行う。 マニフェスト管理について社員教育を継続し意識づけを行う。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

元請
完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に
応じ

事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

ま
る
こと。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了す
での一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入する

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、
自ら中
間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自
ら中間
処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入するこ
と。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理
委託量
を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法
律施行
令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定
熱回収
施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた
者）であ
る処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理
業者へ
の焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別
紙のと
おり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃
棄物の
種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄
に記入
すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がない
とき
は、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

紙別

(令和6年度実績)

[illegible]

(令和7年度計画)

[illegible]